

医療法人社団慶友会吉田病院奨学金の返還・免除について

◆奨学金の返還の免除

・卒業後直ちに、吉田病院に看護師・准看護師として、奨学金貸与期間に相当する期間を継続して勤務した場合は奨学金の返還を免除します。

◆奨学金の返還

・奨学金の貸与を受けている方が次のいずれかに該当する場合は、奨学金を一括返還していただきます。

- (1) 養成施設を退学又は除籍の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障により、修学の継続の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業の著しい不良又は不品行等奨学金の貸与を受けているものとして適当でないと認められるとき。
- (4) 修学後、吉田病院に勤務しないと認められる事情が生じたとき。
- (5) 奨学金の貸与期間に相当する期間に満たないで退職したとき。
- (6) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (7) 死亡したとき
- (8) その他貸与の決定又は停止を適当と認められる理由が生じたとき。

その他奨学金について不明な点は吉田病院までお問い合わせください。

お問い合わせ先
医療法人社団慶友会吉田病院
経営管理部 総務課
TEL 0166-25-1115